

本日はお忙しい中、国会議員の皆様及び政府関係者の皆様のご臨席の下、多くの関係自治体からご出席をいただき、定期総会を開催することができました。厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、過疎法の見直しについては、平成22年3月の過疎法改正の国会審議において、法律施行後3年を目途として、必要な措置を講ずること、という決議がなされました。

現在、この3年後の見直しについて、各党、関係者の中で検討が本格的に行われております。

全国過疎連盟としましては、様々な機会を捉えて、過疎法の見直しに関して意見を申し述べております。

具体的には、平成22年国勢調査の取扱いに当たっては、現行過疎市町村を引き続き指定していただきたいこと、道路・橋りょう等の維持・補修、廃校舎等の公共施設の解体撤去、企業が使用する貸工場などを対象事業に追加していただきたいことなどを関係の方々に要請してきております。

今後、各党会派や国などにおいて検討が進められ、年度内の法令等の改正に向けて動きが活発化するものと思われますので、私どももそうした動きを注視しながら、適切に対応していきたいと考えております。

次に過疎債については、発行額が年々伸びており、昨年度は2,976億円でありました。また、ソフト事業についても、昨年度は566億円と伸びてきております。

このソフト分の活用については、発行限度額の2倍近くまで活用している市町村もある一方、全く活用されていない市町村もあり、その活用状況には大きな差異があります。

連盟としては、過疎債ソフト分の活用について、度々会員の皆様をお願いしているところですが、引き続き有効活用に努めていただくようお願い申し上げます。

今回の過疎法の見直しで、過疎市町村の追加や対象事業の拡充がなされ、過疎債の必要額の増加が見込まれます。今後とも過疎債の必要額の確保について、会員の皆様方と一緒に強く要望していきたいと考えております。

本日の定期総会でのご審議、よろしくようお願い申し上げます。